新規(未登録)実習受入協力事業所あて

山 介 専 協 発 第 6 8 号 令和7年(2025年)10月27日

居宅介護支援事業所の管理者 様

一般社団法人山口県介護支援専門員協会会長 佐々木 啓



山口県介護支援専門員実務研修における実習協力のお願い

本会事業の推進につきましては、平素より格別の御高配をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本会では、介護支援専門員実務研修受講試験に合格された方を対象に介護支援専門 員実務研修を実施いたします。

平成28年度より介護支援専門員実務研修において、様々な利用者の生活の様子を知ることが重要であるということから、現地での実習が追加されました。

そのため、介護支援専門員の養成にあたっては、主任介護支援専門員が配置されている居 宅介護支援事業所における受講者の受入れ及び指導についての協力が不可欠になっています。 つきましては、下記内容をご確認いただき、実習受入協力事業者として登録いただきます ようお願いいたします。

記

1 実習期間

令和8年1月22日(木)から令和8年3月6日(金)

- ※上記期間中に3日間程度で実習を行ってください。実習期間は実習受入依頼の際に通知します。
- ※実習期間中に研修日がありますので、それ以外の日で実習を行ってください。 研修日程は11月中旬頃当協会ホームページへ掲載いたします。

2 指導内容

○実習受入協力事業所での見学実習

介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所が、受講者に対して、ケアプランプロセスの 各場面を3日程度の見学させる実習。

実習指導概要について、動画配信を一定期間行いますので、登録後に詳細をご案内いた します。

3 送付書類

- (1) 山口県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録について
- (2) 山口県介護支援専門員実務研修実習実施について
- (3) 山口県介護支援専門員実務研修実習委託契約(協定)書
- (4) 令和7年度山口県介護支援専門員実務研修実習の流れ
- 4 提出書類(実習受入協力事業所として新規登録する場合に提出いただくもの) 登録様式第1号に必要事項を記載の上、下記研修実施機関事務局へ11月14日(金)までに郵送にて提出してください。

5 その他

・令和4年度より実習受入れに関しては、実習受入協力事業所以外の主任介護支援専門員が配置されている代替事業所で行うことを認めています。

当会で受講者と事業所のマッチングを行いますが、受講者が実習を希望する事業所(自施設や同系列法人等)へ内諾を取ることを許可していますので、11月末から12月5日の間に実習希望の問い合わせがありましたらご対応、受入れのご協力をお願いいたします。

事務局

一般社団法人 山口県介護支援専門員協会

担当:福本、岡村

〒753-0072 山口市大手町9-6